

令和4年度

事業計画

社会福祉法人 琴平町社会福祉協議会

事業にあたり

人と人とのつながりが、生活の質を向上させ、生きる希望、意欲につながり、健康的でいきいきとした生活に繋がっているのだと思います。しかし、一昨年から猛威を振るっている、新型コロナウイルス感染症によって、その当たり前にできていたことが当たり前でなくなり、誰もが生きづらさを感じながら日々の生活をするようになりました。社会福祉協議会として、感染症に向き合いながら、地域住民の生活を豊かにしていける地域福祉活動を考えていかなければなりません。

改正社会福祉法で定められた、重層的支援体制整備事業は、専門職や関係機関、行政、民生委員やボランティア、地域住民等が繋がり、連携しながら生きづらさを感じながら日々の生活を余儀なくされている方々の生活の質を高めていき、これまでの繋がり以上に、新たなつながりを生み出していくことが求められています。この取り組みを丁寧に行うことにより、人と人、人と社会が繋がりを、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に近づいていけると考えています。これまでのつながりを途切れさせないように、そして、新たなつながりを創っていけるような取り組みを実施していきます。

さらに、在宅福祉サービスや生活支援サービスの充実により、切れ目のないサービスの提供に努め、地域住民の皆さんが、安心して安全に暮らすことのできる地域づくりに向けて、職員のスキルアップを行いながら真摯かつ誠実に取り組んでいきます。

重点目標

- ① 包括的支援体制構築、地区担当制と局内の連携の推進
- ② 新型コロナウイルス感染症による要支援者対応、生活困窮者及び社会的孤立者対応
- ③ 災害及び感染症対応体制の推進

事業計画

I、法人経営

適切な法人経営を行うと共に、総合的な企画や各部門間の調整等を行う。今後も続く感染症について対策を講じながら組織としてのコンプライアンスに即した環境整備を行う。

(1) 理事会・評議員会の運営等

- ① 理事と事務局による定期的な意見交換会の開催
- ② 町長と会長による事業及び運営についての協議の継続
- ③ 行政担当課長と事務局による事業及び運営についての協議

(2) 財務運営・管理

- ①不正を起こさせない職場環境づくり
- ②内部けん制の仕組みづくり

(3) 財源の確保

- ①会員制度の拡充
- ②自主財源確保並びに拠点整備に向けた検討会の設置
- ③ファンドレイジングの研究

(4) 労務管理・業務改善

- ①感染危機が高まった場合など、職員が安全に業務遂行できるように、分散型勤務やフレックスタイム等を検討していく。
- ②働き方改革など時代の要請を受け止め、魅力ある職場づくりに努める
- ③ICT（情報通信技術）導入を含む業務改善の検討をしていく

(5) 災害時の体制整備

- ①法人としての災害時対応と BCP（事業継続計画）の策定
- ②行政との災害時協定締結に向けての協議
- ③職員訓練の実施

(6) 社協の見える化・見せる化戦略

- ①事務局通信シャントセナの毎月発行
- ②福祉ことひらの発行
- ③ホームページの運用
- ④緊急告知システムの運用
- ⑤SNS の運用



II、地域共生社会の実現に向けた地域づくり

包括的な支援体制構築に向けて、地域づくりから総合相談を一体的に行えるよう、地区担当制による地域づくりから相談支援体制づくりをしていく。住民の困りごとを受け止め、地域に展開していく地区ネット活動を地域福祉推進の中核として、小さな困りごとを受け止めるためにも、住民と職員との顔の見える関係こそが重要であり、地区担当職員による地域づくりを進めていく。また、小さな拠点づくりとして、既存の拠点やひだまりクラブの活性化、住民活動、ボランティア団体への後方支援を積極的に進め、地域住民との関係性をしっかりと構築していく。そこから気軽に相談し合える関係が構築され、新たなつながりづくりを進められるように専門職としてスキルアップを図りながら、住民のニーズに添えていく。

1、地域福祉推進による包括的な支援体制の構築

(1) 地域福祉推進体制

福祉委員による気になる世帯への見守り声掛けが、地域に明かりを灯す灯となる活動になるよう、活動の活性化を図り、自治会長や民生委員との連携強化を行いながら、地域の課題に、住民が気付き、解決に動く仕組みづくりをしていく。住民活動が活発になるように地区担当職員がしっかりとバックアップを行って

いく。

①福祉委員の活動・推進

第 11 期福祉委員委嘱式 4 月 11 日（月）開催

②地域福祉懇談会の開催

ささえあいマップづくりを通しての地域課題の把握と民生委員、自治会長、福祉委員との懇談。

③各地区ネット活動の推進・支援

地域福祉懇談会で出た意見・課題を各地区ネットで提起し、地域活動の推進を図る。

i 各地区の活動計画を策定する。

ii 住民ニーズに沿った活動

iii ささえ愛隊との連動

iv 地域組織活動支援

・西山地区（花壇）・各婦人会活動・各食生活推進協議会活動 等

④ささえ愛こんぴらの推進

i 定例会の開催

ii 新たなつながりづくり

iii ささえ愛隊の活動及び運用

・広報・周知

・隊員の募集及び養成講座の開催

・総合事業訪問型サービス B の取組を推進し、環境整備等の支援

iv 買い物支援への取り組み

・こんぴら朝市実行委員会への参画・協力

こんぴら朝市 毎月第 2、第 4 日曜日に開催

・買い物号による買い物支援

実施日：毎週月・木曜日 10:00～12:00



(2) ふれあいいいききサロンの推進・支援

地域住民のふれあいの場、憩いの場としての機能があるふれあいいいききサロン。今まで参加していたが移動が困難になった方の支援方法に関して、ささえ愛隊活動による参加継続を検証。

①ひだまりクラブ活動の推進

新型コロナウイルス対策とともに参加者の高齢化により活動が低調になっているクラブを中心に高齢者の健康増進やフレイル予防の活動を重視した地域包括支援センターの支援プログラムを加えて活動の充実を図る。

②ひだまりクラブ交流会


楽しみを持って、イキイキとするような交流会を企画・運営



(3) 福祉活動拠点の管理運営及び利用促進

住民の活動拠点として、ボランティア活動の場、地域の情報の集まり、地域の活

動の活性化を目指す。さらに、新しい拠点として、ささえ愛隊の拠点及び、子どもからお年寄りまでが気軽に集える場や、子どもたちの学習支援の場として活用できる方法を探る。

- ① サービスステーションちよつとこ場
- ② 楽集館
- ③ 新たな拠点・・・ささえ愛隊の活動拠点及び子どもから高齢者の居場所 



(4) 地域包括支援センター受託事業

コロナ禍で懸念される認知症状の進行を含めたフレイルに対する取り組み。そのための現状の把握と啓発を含めた予防活動を重視した地域づくり、個別支援、虐待対応などを進める。包括ケアシステム構築に向けて包括の機能と社協の機能を合わせて、地域住民に向け各種事業を行っていく。

- ① 総合相談業務 他機関との連携・協力
- ② 権利擁護業務 本人の意思決定支援を中心に地域生活支援を構築する
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 専門職連携
- ④ 介護予防ケアマネジメント業務 介護保険事業の適正な利用推進

(5) 香川おもいやりネットワーク事業参画法人としての取り組み

制度の狭間や制度外にある福祉課題・生活課題の解決に向け、生活困窮者自立支援事業その他相談支援と連動性を持たせながら社会福祉法人や民生委員児童委員協議会と共に仕組みを作る。

- ① 民生委員児童委員協議会、町内社会福祉施設との連携・協働
- ② 定例会の開催 担当者による協議の実施
- ③ フードドライブ及びフードパントリーの開催

地域住民及び社会福祉法人施設、行政等からフードバンクとして食品類を募集し、食支援を行う。

- ④ 引きこもりやヤングケアラー等、社会的孤立に繋がる状況の発見と支援

(6) 住民の地域活動の推進

住民が活動していることをバックアップしていくことにより、次世代のキーパーソンとなる人材の発掘・育成をめざす。


- ① プラットフォーム関係団体支援


i 415のわ、K³、ウォークアミーガ、まちじゅう図書館

- ② 琴平町ボランティア連絡会議活動支援

ちよつとこ場の当番を継続的に行うと共に、地域住民がボランティアで運営しているため、気軽に相談できる場としての機能があり、何かあったらすぐに社協につなぐ。

i ちよつとこ場の運営の継続

ii ボランティア活動等住民活動の有償化についての研究協議・企画 

iii 生きがいづくり  ・ITを活用した散歩コースの制作等

(7) 地域福祉活動計画（地域福祉計画）の見直し

平成 29 年度に策定した第 2 次地域福祉活動計画の見直し。現状の評価と制度改正に合わせた計画内容の修正と見直し。

2、福祉教育・ボランティア学習

(1) 福祉教育の推進及び福祉教育活動支援

- ①町内学校（小・中・高）への福祉に関する授業の支援・協力、各種福祉体験の実施及び共同募金協力
- ②自治会やひだまりクラブ、各ボランティア団体への出前講座
- ③第 19 回四国地域福祉実践セミナーIN 愛媛・今治市
- ④地域福祉を考える住民大会
第 35 回琴平町社会福祉大会の開催
開催日：令和 5 年 2 月 11 日（土）



(2) 実習生の受け入れ

社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー養成現場実習を受け入れ、次代を担う福祉専門職の育成に取り組む。さらに、若い世代が地域に入ることによる地域の活性化を図る。

宿泊型実習及び通勤型実習



3、各種行事の開催

福祉教育と連動しており、地域住民が自分の地域は自分たちで創っていくという意識を持ってもらうという意識づくりにつなげる。また、職員の顔を知ってもらう、職員が地域住民の顔を知る機会となり、気軽に相談できる体制を狙う。

(1) 住民・ボランティア交流事業「ふれあいデー」の開催

開催日 7 月 15 日（金）17 時半～19 時半

(2) 第 48 回チャリティー作品即売展の開催（12 月 3, 4 日実施予定）

○実行委員会への協力



4、相談支援・権利擁護

総合相談機能として、これまでの地域づくりの中で、住民との関係性を作り、全ての相談を地区担当で担えるようにしていく。さらに各相談支援事業担当と連携・協働し、住民が安心して安全に暮らすことができるよう体制をつくる。

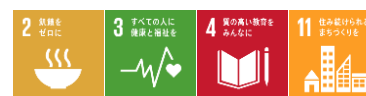
(1) 相談支援・権利擁護における福祉総合相談事業の実施

- ①相談員及び専門相談支援《高齢者地域支援体制整備・評価事業》
- ②365 日 24 時間相談支援体制 …夜間電話対応

<地域共生社会のセーフティネットとしての相談窓口>

③生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援により世



帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図っていく。

④生活困窮者自立支援事業



社会的孤立、債務、滞納、就職について、病気のことなどすべての相談に対し包括的に受け止め、支援プランを作成し本人の自立に向けて伴走型支援を行っていく。また、新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した世帯に対し、貸付を行った特例貸付の借受人への対応も同時に行っていく。

i 生活福祉資金新型コロナウイルス感染症対応特例貸付事業との連携

ii 農商工連携による中間就労の場の研究・開発



⑤日常生活自立支援事業



認知症高齢者、障害などによって判断能力が不十分な方（本人の意思が確認できることが前提）を対象として、それらの方が自立して地域生活を送ることが出来るよう支援するとともに、権利を擁護する事を目的とする。

⑥成年後見事業



日常生活自立支援事業と共に認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な方の財産や権利を守り、安心して地域生活を送ることが出来るよう法的に支援していく。

i 中核機関への協力

ii 市民後見人等を担う養成研修会の実施

⑦日常的金銭管理等支援サービス



ご自身で金銭管理ができなくなってきた方への金銭管理支援を行い、自立に向けて地域生活を送ることを支援する。

⑧地域生活総合支援サービス事業【名称：まるっと安心サービス】



様々な生活課題に対し、相談の中から様々な福祉サービスや制度と制度外サービスをコーディネートする。また、単身者・世帯、親族の協力・支援を受けにくい方への入退院支援、死後対応も行っていく。

i 住民の食を確保する拠点 まちのキッチン「もぐもぐ」《公益事業》

買い物支援として地域に根差した拠点。見守りの拠点。



⑨指定特定相談支援事業及び一般相談支援事業



障害のある方の相談を受け、本人が安心した生活が送れるように、また自立した生活をめざし、支援プランの作成を通して関係機関と連携し支援する。

⑩権利擁護に関する相談



高齢者及び障害者・児童の虐待に関する相談

i 地域包括支援センター、行政担当課と連携



Ⅲ、介護・生活支援サービス

関係機関や民生委員、ボランティア団体、地域住民等の協力を得ながらつながりを創っていくことを意識し、「地域で暮らしている」実感を持つような支援をめざす。

1、生活支援サービスの推進



(1) 食事サービス事業（会食・配食）

(2) 福祉機器の貸出・・・車いすやその他福祉機器が必要な方に貸出

(3) 移動支援 ・ ・ ・ 福祉車両の貸し出し

2、介護・生活支援サービス

(1) 訪問介護、居宅介護支援事業

- ①居宅介護支援事業
- ②訪問介護サービス
- ③介護予防サービス

(2) 障がい者福祉サービス事業

訪問介護員によるサービス

- ①居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援、同行援護

(3) 受託運営事業

①高齢者配食サービス事業



おおむね 65 歳以上で、買い物に行けなかったり、調理することが困難な方が対象。訪問調査後、行政による決定で利用開始

②介護予防事業

頭の体操と手先の運動を行うことによる介護予防を行う。

③生きがい活動支援通所事業

季節行事や出かけることにより社会参加と健康維持を図ることを目的とする。

④生活管理指導員派遣事業

訪問介護員を派遣し、基本的な生活習慣を習得のための指導、家事援助、対人関係の構築に対する支援、関係機関等との連絡調整などのサービスを提供。

⑤軽度生活支援員派遣事業

外出時の援助、食事・食材の確保、寝具類等の洗濯、家庭内の整理整頓、入院時に必要な物を届けたり、洗濯の支援等軽易な日常生活上の援助を行なうために、生活援助員を派遣



IV、共同募金事業

- ①琴平町共同募金委員会運営及び共同募金運動への協力・支援
- ②共同募金「まちづくり事業」による事業の実施



V、収益事業

(1) 特産品活用事業

- ①ガリック娘販売による収益で地域福祉活動推進
- ②ガリック娘の副産物を活用した新商品の加工 ㊦ (…P6-4-④-ii と同)
 - ・ 中間的就労

